

令和3年定例会
環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(所管事項説明)

- 1 三重の森林づくり条例制定後の本県の森林・林業をめぐる情勢変化について・・・ 1
別添1

令和3年1月 農林水産部

(1) 三重の森林づくり条例制定後の本県の森林・林業をめぐる情勢変化について

1 三重の森林づくり条例制定後の経緯

三重の森林づくり条例（以下「条例」という。）は、森林を県民の共有の財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成17年10月に制定されました。

県では、条例に基づき、平成18年3月に三重の森林づくり基本計画を策定し、その後、森林・林業をめぐる情勢の変化に応じて平成24年3月及び平成31年3月に計画を見直しつつ、森林・林業行政を進めてきています。

2 条例制定後の本県森林・林業をめぐる情勢の変化について

条例の制定後15年が経過する中で、本県森林・林業をめぐる情勢は、主に以下の点で大きく変化してきています。

(1) 森林・林業行政における市町の役割の拡大

森林・林業行政においては、平成10年度の森林法改正以降、市町の役割が順次拡大されてきたところですが、平成31年4月に施行された森林経営管理法では、市町は森林所有者に対し意向調査を行い、委託を受けた森林のうち、林業経営に適さない森林については市町が森林環境譲与税を活用して自ら管理を行うこととされるなど、市町の役割は一層大きくなっています。

また、平成26年度には、みえ森と緑の県民税が導入され、県と市町が適切な役割分担の下、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めることが求められるなど、本県の森林を適切に管理し、森林の公益的機能を持続的に発揮させていくためには、県と市町とが緊密に連携し、それぞれの役割を十分に果たすことが重要となっています。

(2) 森林資源の本格的な利用期の到来と需要の多様化

全国的に戦後植林した森林が成熟する中、本県においても、11齢級(51年生)以上の人工林が75%を占めるようになっており、森林資源の利活用と伐採後の植林の促進による的確な更新の確保が課題となっています。

また、川下に目を移すと、人口減少や住宅の建築様式の変化等により、住宅分野における製材用の木材需要が減少する一方、紀伊半島初となる大型合板工場の操業開始や県内5か所での木質バイオマス発電所の稼働等、新たな木材需要が生まれてきています。

しかしながら、「木を植える→育てる→収穫する→また植える」という緑の循環を持続的に回していくためには、全体の木材需要を増大させるだけでなく、森林環境譲与税の導入や建築基準法の改正、企業のSDGsへの関心の高まりといった機会を捉えつつ、中大規模建築物における木造・木質化に対応できる建築士の育成や事業者と連携した木材の新規用途の開拓等を通じ、非住宅分野も含めた製材用の木材需要を拡大していくことが求められています。

(3) 森林環境教育の進展

条例の基本理念の一つとして「森林文化及び森林環境教育の振興」が規定されたことを受け、県ではこれまで小中学校の児童・生徒を対象として森林環境教育を推進し、平成27年度からは、主に幼児及び小学校低学年の児童を対象として、木育を併せて推進してきました。

平成28年度には、地域や学校現場等における森林環境教育・木育を広域的・総合的に支援する県の窓口としてみえ森づくりサポートセンターを設置し、県内各地で広く森林環境教育・木育が展開されるための体制づくりを進めてきたところです。

こうした中、昨年10月には、本県の今後の森林環境教育・木育について、双方を一体的な取組としていけるよう、「森林教育」と改めて定義し、森林や木材が暮らしや経済に当たり前に取り入れられている社会づくりとなること、また、森林に関わる活動やビジネスを志すきっかけとなることを目的に加え、連続性を持った取組としていけるよう、「みえ森林教育ビジョン」を策定したところです。

今後は、本ビジョンに基づき、平成31年4月にスタートした本県の林業人材育成機関であるみえ森林・林業アカデミーにおいて、森林教育を戦略的・総合的に進めていくこととしています。

- 三重の森林づくり条例は、平成17年10月に議員提案条例として制定
- 県は、これまでに条例に基づく三重の森林づくり基本計画を2度改定し、森林・林業行政を推進
- 条例制定から15年が経過し、森林・林業行政における市町の役割や県内の森林資源と木材需要、森林環境教育をめぐる状況など、森林・林業をめぐる情勢は大きく変化

条例制定後の経緯

平成17年10月制定

森林を共有の財産と捉え、それぞれの責任と役割に応じ、健全・豊かな姿で次代へ引継ぐ

平成18年3月 基本計画 策定

条例の基本理念を受けて、4つの基本方針とそれに基づく基本施策を設定

平成24年3月 基本計画 改定

「森林・林業再生プラン」や「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」等を反映した改定

平成31年3月 基本計画 改定

「森林経営管理法」の制定、「みえ森と緑の県民税」の導入、県内の木材需要の変化、「みえ森林・林業アカデミー」の開講等を反映した改定

県内の森林・林業をめぐる情勢の変化

森林・林業行政における市町の役割の拡大

- ・ 森林の伐採届に係る権限移譲や林地台帳制度の創設、みえ森と緑の県民税の導入等、市町の役割が順次拡大し、県との役割分担も変化
- ・ 平成31年4月には森林経営管理制度がスタートし、市町の森林・林業行政における役割が一層拡大



みえ森林経営管理支援センターによる巡回指導

森林資源の本格的な利用期の到来と需要の多様化

- ・ 県内の人工林は11齢級以上が75%と本格的な利用期が到来
- ・ 製材需要が減少する一方、合板・木質バイオマスの需要が大幅に増加
- ・ 緑の循環を回していくため、建築士の育成や、事業体と連携した新規用途の開拓等を通じた、非住宅分野を含めた製材需要の拡大が課題



森林環境教育の進展

- ・ 森林環境教育は平成17年10月に条例に位置付けられて以降、木育は平成27年度以降、推進
- ・ 平成28年度、みえ森づくりサポートセンターを設置して体制を強化
- ・ 昨年10月、今後の三重県における森林環境教育・木育の展開方向を示す「みえ森林教育ビジョン」を策定



ミエトイ・キャラバンによる木育